

令和2年2月28日

市内各小・中学校
保護者 各位

八戸市教育委員会
教育長 伊 藤 博 章
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

このことについて、内閣総理大臣の要請に基づく、文部科学事務次官通知及び県教育委員会教育長通知を受け、児童生徒の健康と安全を第一に考え、下記のとおり市内一斉に臨時休業の措置をとることとしました。

つきましては、今回の措置について御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和2年3月3日（火）～3月26日（木）
※3月2日（月）は通常どおり（給食もあります）
※3月27日以降（年度末年度始休業）の対応については、改めてお知らせします。
- 2 備 考
 - (1) 臨時休業の趣旨について
新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を御理解いただき、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いします。
 - (2) 休業期間における家庭での学習について
児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校から学習課題が配布されますので、家庭での計画的な学習をお願いします。
なお、未履修分の学習内容については、次年度始めに指導します。
 - (3) 「出校日」について
児童生徒の健康状況を把握するため、各学校の実情に応じて「出校日」を設定する予定です。詳細については、各学校から連絡があります。
 - (4) 学童保育（仲良しクラブ）及び児童館について
夏期休暇等の長期休業に準じ、各仲良しクラブの利用時間に合わせて実施するとともに、児童館についても原則として開館します。